



大阪の元気!ものづくり

大阪ものづくり優良企業賞 2019

～大阪のものづくり看板企業の登竜門～

募集要項

大阪中小企業顕彰事業実行委員会

I 事業の趣旨

本顕彰事業は、大阪府内に本社を有するものづくり中小企業で、「高度な技術力」を有する企業、「高品質・低コスト・短納期」など総合力が高い企業、市場で高い評価を得ている企業など、今後の大阪産業の活性化と地域社会への貢献に資することが期待される優秀な「ものづくり中小企業」を選定し、「ものづくり優良企業」として表彰します。

表彰企業は、大阪の「ものづくり看板企業」として、大阪府が実施する大阪のものづくり企業の集積と技術力等を府内外に発信するためのプロモーションに協力していただきます。

II 表彰内容等

1 表彰区分（カッコ内数字は平成30年度実績）

※賞名等は予告なく変更される可能性があります。

(1) 優良企業賞

「技術力」、「QCD」、「財務」などの審査項目において、高い評価を獲得した企業を表彰

(審査委員会が認めた企業数: 72社)

(2) 知的財産部門賞

優良企業賞に選考された企業の中から、特許権を事業化・活用する企業で、高い評価を獲得した企業を表彰

(審査委員会が認めた企業数: 10社)

* 優良企業賞対象企業において、特に優秀と認められる企業を以下の各賞に選出します。

(3) 最優秀企業賞

すべての審査項目において高水準で、かつ総合評価で最も高い評価を獲得した企業を表彰

(審査委員会が認めた企業数: 1社)

(4) 技術力部門賞

技術力評価で最も高い評価を獲得した企業を表彰

(審査委員会が認めた企業数: 1社)

(5) 審査委員特別賞

最優秀企業に準ずる高い評価を獲得した企業に対して審査委員会が特に認めた企業を表彰

(審査委員会が認めた企業数: 3社)

(6) 夢・未来・ORIST賞（(地独)大阪産業技術研究所理事長賞）

自社技術に夢があり、技術に未来を感じさせる高い評価を獲得した企業に対して審査委員会が特に認めた企業を表彰

(審査委員会が認めた企業数: 1社)

2 「大阪の元気！ものづくり企業」への掲載

受賞企業は、大阪府等が様々な場所で実施するプロモーション活動に使用することを目的に制作する冊子「大阪の元気！ものづくり企業(2019年版)」(仮称)への取材に「ものづくりのまち大阪」を代表する看板企業として、ご協力(受賞企業が保有する技術・製品等の記事を掲載)いただきます。

なお、本件の事業実施には、当該予算案の大阪府議会での可決・成立が必要となりますので、予めご了承ください。

* 上記の他、受賞企業には、大阪府が実施する「大阪のものづくりカ」をプロモーションする様々な事業にご協力をお願いする場合があります。

III 対象企業

大阪府内に本社を有する中小企業者(*1)で、業種が製造業(*2)又は組込ソフトウェア業(*3)として、工業製品の設計、製造技術に関連する事業を営む会社又は個人とします。

但し、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除きます。また、出資構成において、大企業の子会社は除きます。

なお、創業又は事業開始から3年以上を経過し、直近期2年分の決算書類を提出できる場合に限りです。

製造業等の業種は、「主たる事業」によって分類します。この場合の主たる事業とは、直近期の決算上の売上金額を、「日本標準産業分類」による事業ごとに区分した際に、売上金額が最も大きい事業とします。

(*1)中小企業者:中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当するものとします。

(*2)製造業:有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業をいいます。(建設業は製造業に含みません。)

(*3)組込ソフトウェア業:情報通信器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組み込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを作成する事業をいいます。

■ 下記顕彰制度において受賞歴がある場合は、応募できませんのでご注意ください。

・ものづくり日本大賞・・・平成17・19・21・23・25・27・29年

(経済産業省・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・社団法人日本機械工業連合会)

・元気なモノ作り中小企業300社・・・平成18～21年(経済産業省中小企業庁)

・がんばる中小企業・小規模事業者300社・・・平成25～26年(経済産業省中小企業庁)

・はばたく中小企業・小規模事業者300社・・・平成27～30年(経済産業省中小企業庁)

・GNT(グローバルニッチトップ)企業100選・・・平成25年(経済産業省製造産業局)

・KANSAIモノ作り元気企業100社・・・平成19～23年

(経済産業省近畿経済産業局・中小企業基盤整備機構近畿支部)

・匠by繁盛 大阪フロンティア賞・・・平成13年～19年(大阪中小企業顕彰事業実行委員会)

・大阪ものづくり優良企業賞・・・平成20年～30年(大阪中小企業顕彰事業実行委員会)

IV 審査・選考方法・選考結果通知

1 審査・選考方法

有識者で構成する大阪中小企業顕彰事業審査委員会による審査結果を受け、大阪中小企業顕彰事業実行委員会が受賞企業の決定を行います。

(1) 第一次審査

応募申請書及び提出された資料等に基づき、優良企業賞受賞候補を選考します。なお、必要に応じて追加資料等の提出をお願いする場合があります。

(2) 第二次審査（平成30年度実績）

優良企業賞受賞候補として選考された企業から、特に優れた評価を獲得した企業（上位評価企業：昨年度8社）を対象に、現地訪問、プレゼンテーション、審査委員による質疑を行い、最優秀企業賞、技術力部門賞、審査委員特別賞、夢・未来・ORIST賞を選考します。

審査の結果、最優秀企業賞などの第二次審査対象企業については、実行委員会事務局から詳細を通知します。

第二次審査のプレゼンテーションに出席できない場合は、第二次審査の選考対象となりません。

2 審査項目

「技術力評価」、「QC/QCD評価」、「財務評価」、「CSR評価」、「参考評価」の各項目について審査します。

* 知的財産部門に関する審査は、「知的財産の活用に関する事項」について別途審査を行います。

* 審査項目の詳細については、最終項【参考】をご参照ください。

3 選考結果の通知、受賞の取り消し

(1) 選考結果の通知

選考結果は、大阪中小企業顕彰事業実行委員会事務局から各応募企業に対し、郵送等により通知します。

(2) 受賞の取り消し（以下の各号に該当する場合、受賞は取り消しとなります。）

- ① 受賞企業として選考された企業が、破産等により事業の継続が困難となった場合。
- ② 暴力団員又は暴力団密接関係者であること、また、法人にあって役員等がこれらの者と判明した場合。
- ③ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者に該当していたことが判明した場合。
- ④ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者であることが判明した場合。

V 応募方法

応募にあたっては、応募申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、大阪中小企業顕彰事業実行委員会事務局まで持参または郵送等の方法により提出してください。なお、提出された申請書類等は返却できませんので、予めご了承ください。

1 募集期間（応募申請書受付期間）

2019年2月28日(木)から2019年6月14日(金)まで《当日消印分まで有効》

3 提出書類

(1) 提出する書類

- ① 応募申請書(A4判・片面印刷で提出してください。)…………… 3部(必須)
 - ①-1 過去3年間に新聞・雑誌等で紹介された記事のコピー…………… 3部(任意)
 - ①-2 技術力に関する補足資料…………… 3部(任意)
 - ①-3 特許リストのコピー(明細書は不要)…………… 3部(任意)
 - ①-4 知的財産の活用に関する補足資料…………… 3部(任意)
 - ①-5 QCDに関する補足資料…………… 3部(任意)
 - ①-6 人材活用等に関する補足資料…………… 3部(任意)
 - ①-7 地域活動、社会貢献等に関する補足資料…………… 3部(任意)
 - ①-8 顕彰制度等の受賞歴に関する補足資料…………… 3部(任意)
 - ①-9 その他必要と思われる書類…………… 3部(任意)
- ② 会社案内…………… 3部(必須)
- ③ 製品等のカタログ…………… 3部(必須)
- ④ 決算書類(直近期2年分)…………… 各2部(必須)
- ⑤ 定款のコピー…………… 1部(必須)
- ⑥ 申立書(大阪府暴力団排除条例等に関する)…………… 1部(必須)
- ⑦ チェックシート(申請書類確認書)…………… 1部(必須)
- ⑧ アンケート…………… 1部(必須)

* 現に事業化した特許を保有し、知的財産部門賞の審査を希望する場合は、必ず応募申請書1枚目の「知的財産部門賞の審査を希望」欄に○印を付してください。

* 決算書類は貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書のうち作成済みのものを提出してください。

* 連結決算を実施している企業にあっては、連結決算書も提出してください。

* ①-1～9に掲げる書類は応募申請事項をアピールするための補足資料として、必要に応じ提出してください。

* 任意提出の各資料は、可能な限りA4判サイズに拡大又は縮小のうえ添付してください。

(2) 提出方法

- ① 応募書類の提出に際しては、フラットファイル等(A4サイズ)を使用し以下の構成による計3冊のファイルを作成のうえ、提出してください。

〈ファイル構成〉

- ・ファイル番号Ⅰ：①～⑧の順に1部ずつ綴った1冊のファイル
- ・ファイル番号Ⅱ：①～④の順に1部ずつ綴った1冊のファイル
- ・ファイル番号Ⅲ：①～③の順に1部ずつ綴った1冊のファイル

- ② 表紙及び背表紙には、ファイル番号と申請企業名を記入してください。

〈記入例〉 大阪ものづくり優良企業賞2019応募申請書類

ファイル番号Ⅰ 株式会社〇〇〇〇

* 各ファイルはA4サイズ縦・長辺左綴じ(2穴)とし、綴内資料のホチキス止めは避けてください。

4 提出先（問い合わせ先）

〔大阪中小企業顕彰事業実行委員会事務局〕

〒577-0011 東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階(MOBIO)

大阪府商工労働部 中小企業支援室

ものづくり支援課 販路開拓支援グループ(顕彰事業)

TEL:06-6748-1066 又は 06-6748-1067 FAX:06-6748-1062

E-mail: hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keizaikoryu/yuryokigyosho/>

■応募にあたっての注意事項

- ① 提出された応募申請書及び書類は本顕彰事業の選考審査以外の目的には使用しません。
- ② 応募申請書への記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から除外される場合があります。
- ③ 提出された応募申請書及び書類は返却できませんので、予めご了承ください。
(申請書等は必ず控えを保管してください。)
- ④ 審査の状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。

5 受賞者の公表と表彰式

受賞企業及び受賞内容については、大阪府のホームページ等で公表するとともに、表彰式において賞状の授与を行います。なお、表彰式等の詳細については、追って受賞企業に連絡します。

VI 大阪中小企業顕彰事業実行委員会の構成団体

- ・ 大 阪 府 <http://www.pref.osaka.jp/>
- ・ 大阪府商工会議所連合会 <http://www.osaka.cci.or.jp/>
- ・ 大阪府商工会連合会 <http://www.osaka-sci.or.jp/>
- ・ 公益財団法人大阪産業振興機構 <http://www.mydome.jp/>
- ・ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 <http://orist.jp/>

※「公益財団法人大阪産業振興機構」は、平成31年4月以降「公益財団法人大阪産業局」となります。

【参考】

評価点最高 100 点のうち 50 点以上を優良企業賞とします。

審査項目	審査項目詳細
【技術力評価】 評価点:最高 40 点	① 主要な技術や製品の独自性について ② 主要な技術や製品の技術水準について ③ 大手企業との研究開発連携の実施状況について ④ 大学・公設試等との研究開発連携の実施状況について ⑤ 国や自治体等の補助金や委託研究開発資金の獲得状況について ⑥ 今後の技術高度化への取組について
【QCD評価】 評価点:最高 30 点	① ISO9001、JISマーク等の品質保証、認証・認定取得状況について ② 品質保証体系、体系図について ③ 原価設定、計算方法について ④ コスト低減に向けた取組について ⑤ 納期遵守のための管理方法について ⑥ 納期短期化に向けた取組について ⑦ 直近 6 ヶ月の顧客要求納期に対する平均的遵守率について ⑧ 先端技術(IoT、AI 等)を導入する、先駆的取組について ⑨ 現場改善活動などQCDに関する全社的な取組について
【財務評価】 評価点:最高 20 点	(独)中小企業基盤整備機構の経営自己診断システムを用いて、直近期 2 年分の決算数値を基に、次の項目について経営状態を評価 ① 収益性 ② 効率性 ③ 生産性 ④ 安全性 ⑤ 成長性
【CSR評価】 評価点:最高 10 点	① 人材育成方法の策定について ② 人材活用・活躍に関する取組について ③ 大阪府の地域貢献企業登録制度の参画状況について ④ 地域貢献や社会貢献に対する取組について ⑤ 地球環境の保全に関する事項について
※参考評価	① 顕彰制度の受賞歴(過去5年以内)について

* 参考評価については、他の評価の合計得点が同点の際に加点要素として考慮する場合があります。

* 評価点については、現時点でのものであり、審査の時点で若干の変更等がある場合があります。

優良企業賞選出企業かつ審査希望企業を対象に評価点最高 30 点のうち 20 点以上を知的財産部門賞とします。

審査項目	審査項目詳細
【知的財産部門賞に関する評価】 評価点:最高 30 点	① 知的財産活用のための自社戦略について ② 特許を活用した製品の優位性、独自性について ③ 特許の貴社事業への貢献度について ④ 知的財産を有効活用するための取組について(社内的取組)

【主要スケジュール (予定)】

- ・募集締切日…………… 2019年6月14日《当日消印有効》
 - ・第二次選考:上位評価企業のみ実施(概ね7社程度)・ 2019年8月中旬
《現地訪問・プレゼンテーション・質疑応答による審査》
 - ・選考結果通知…………… 2019年9月《受賞企業の公表》
 - ・受賞企業取材(ものづくり紹介冊子2019年版)…………… 2019年9月～12月
 - ・表彰式…………… 2020年2月上旬
- * 上記スケジュールについては、あくまでも公募開始時点での予定です。